

(別紙) 割増賃金等計算表 (月単位)

原告の割増賃金等計算の基礎となる、1時間当たりの単価は、

以下の計算(理由) 時給制)より、1,689円となる
証拠として提出の資料

計算式 $(365-110) \times 7$ (所定労働時間) $\div 12 = 148.75 \div 148$ (端数切捨て)
 または理由 $250,000 \text{円} \div 148 = 1,689.18 \div 1,689 \text{円}$ (端数四捨五入)

未払月	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:) ※1	時間外労働時間数 ・手当 ※2	①時間外 (法定内)	割増賃金等合計
			②時間外 (法定外)	
			④深夜	
			⑤60時間超	
令和 元年 7月分	所定労働時間数 (154:00) 実働時間数 (191:30)	①(×1.00) (12:00) 20,268円 ②(×1.25) (16:30) 34,836円 ③(×1.35) (9:00) 20,521円 ④(×0.25) (1:00) 422円 ⑤(×0.25) (:) 円		76,047円
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	①(×1.00) (:) 円 ②(×1.25) (:) 円 ③(×1.35) (:) 円 ④(×0.25) (:) 円 ⑤(×0.25) (:) 円		円
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	①(×1.00) (:) 円 ②(×1.25) (:) 円 ③(×1.35) (:) 円 ④(×0.25) (:) 円 ⑤(×0.25) (:) 円		円
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	①(×1.00) (:) 円 ②(×1.25) (:) 円 ③(×1.35) (:) 円 ④(×0.25) (:) 円 ⑤(×0.25) (:) 円		円
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	①(×1.00) (:) 円 ②(×1.25) (:) 円 ③(×1.35) (:) 円 ④(×0.25) (:) 円 ⑤(×0.25) (:) 円		円
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	①(×1.00) (:) 円 ②(×1.25) (:) 円 ③(×1.35) (:) 円 ④(×0.25) (:) 円 ⑤(×0.25) (:) 円		円
年 月分	所定労働時間数 (:) 実働時間数 (:)	①(×1.00) (:) 円 ②(×1.25) (:) 円 ③(×1.35) (:) 円 ④(×0.25) (:) 円 ⑤(×0.25) (:) 円		円
合計				76,047円

※1 実働時間数-所定労働時間数=①+②+③の合計時間数

※2 ①~⑤の各手当の金額=1時間当たりの単価×各割増率×各労働時間数となる。

- ①時間外 (法定内) …所定労働時間数を超えるが、法定休日を除く1日8時間・1週40時間以内の残業時間数。
- ②時間外 (法定外) …法定休日以外で1日8時間又は1週40時間を超えて労働した時間数。
- ③休日……………就業規則等で定められた週1日または4週間のうちの4日の法定休日に労働した時間数。
- ④深夜……………午後10時から午前5時に労働した時間数。
- ⑤60時間超……………②の時間数が60時間を超過した場合のその超過した時間数(中小事業主については、平成35年3月31日までは適用されない。)